## 栃木市監査委員告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、 栃木市教育委員会から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通 知があったので、同項の規定により公表します。

令和2年11月26日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 定例監査 (財務監査及び行政監査)
- 2 監査の期間 令和2年9月7日から令和2年9月25日まで
- 3 監査の対象 教育部
- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	教育部
監査結果報告日	令和2年11月5日付け 栃市監第55号
措置結果通知日	令和2年11月19日付け 栃市学施第127号
監 査 結 果	指導事項(学校施設課) 市内小学校のパソコンの購入について、修繕料で支 出している事案が見受けられた。 歳出予算の執行については、地方自治法及び同法施 行令の規定により予算科目に従って執行しなければ
	ならないとされており、適正な予算の執行とは認められない。
措 置 内 容	パソコン故障時の対応について、修繕よりも購入の 方が安価であった場合は、その都度財政課と協議の 上、予算流用し備品購入費から支出します。

監査対象	教育部
監査結果報告日	令和2年11月5日付け 栃市監第55号
措置結果通知日	令和2年11月19日付け 栃市学施第127号
監査結果	指導事項(学校施設課) 市内小中学校の門扉改修工事について、本来は1件の工事として発注すべきところ、分割し随意契約の方法で発注している事案が見受けられた。 地方公共団体の契約は、地方自治法の規定により一般競争入札を原則としており、随意契約は同法施行令に掲げる場合に限り行うことができるとされている。
	したがって、随意契約できるような金額に工事を分割し発注する行為は、意図的なものであるかどうかにかかわらず、公正性・競争性を確保するという関係法令の目的を没却するものであり、経済性にも疑義が生じるものである。 よって、合理的な理由なく1件の工事を分割して随意契約している本件行為は、適正な契約事務とは認められない。
措 置 内 容	施工時期と期間の関係で分割発注を行いましたが、 今後は早めの発注ができるよう、設計業務委託、工事 入札、契約、施工の順で行います。